

改酬報護介

下

苦境の通所介護

9/23 索性

新編在學記

今年度の介護報酬の改定で通所介護（デイサービス）のなかでも大きな報酬減となつたのは、月の延べ利用者数が901人以上の大規模型（Ⅱ）の事業所で、2・6%～7・3%の引き下げとなりました。

東京都葛飾区のすこやか福祉会「新宿（にいじゅく）在宅サービスセンター」は施設併設型の大規模型通所介護事業所で、平日は1日に38人前後が利用しています。「7～9時間」を設定していた利用時間は、改定後、「7～8時間」を選択しました。

職員の労働環境は

セントラル長の益子雄一さんは「重視したのは利用者さんの要望です。一方で、収入がいいからと長時間やるのは職員の労働環境を考えねばできない」と話します。

今回の改定では、「効率的な介護の提供体制の整備を推進」という国の掛け声のもと、医療や介護の連携を強化する「ハピティーション」の専門職

通所介護事業所の基本報酬 (要介護3の場合)	
通常規模型	
改定前	改定後
7~9時間 8980円	-1.7% 7~8時間 8830円
	±0% 7~9時間 8980円
大規模型(Ⅱ)	
改定前	改定後
7~9時間 8590円	-5.2% 7~8時間 8140円
	-2.8% 7~9時間 8350円

利用者要望、重視したくても

報酬の引き上げは急務

全日本民医連
事務局次長
林 泰則 さ



らない。しかし加算を取ればコストがかかり支出が増えるため必ずしも経営にはつながらない。こうした構造上の矛盾があります。

金日本医療の林泰則事務局次長は、介護報酬の連続引き下げについて、次のように話しています。

介護報酬は、前回改定（15年度）で実質4・48%もの大幅な引き下げが強行されました。各事業ともそのダメージが回復しない中、今回の報酬改定でプラス0・54%とはなりましたが、またすべての事業の報酬が上がったわけでもありません。

介護報酬は、前回改定（15年度）で実質4・48%もの大幅な引き下げが強行されました。各事業ともそのダメージが回復しない中、今回の報酬改定でプラス0・54%とはなりましたが、またすべての事業の報酬が上がったわけでもありません。

率と比べて介護事業は利益率が引き下げる理由にします。しかし、介護事業所はあらかじめ介護報酬といつ公定の価格が決められていて、事業を行うには条件を満たして指定を受けなければいけません。一般企業とは収益の組み立てが違います。そこと比較して利益率が高いから下げるというのはおかしな話です。

政府は、利益率が高いサービスに目を付けて基本報酬を下げるという手法をとってきてました。今回、デイサービスは『適正化』という形で引き下げのターゲットにされ、矛盾が集中したサービスとなりました。

基本報酬は下がっているので、加算を取らないと事業は回す。

件費や経費など必要な費用が保険に障ざれる報酬設計になってしまい、人件費を含めた必要な費用を保障するよう切り替えていくと、ますます事業所は立ち行かなくなります。全国的に厳しい状況は改善しておらず、基本報酬の抜本的な引き上げは義務で

との連携で新たな報酬を得られる加算の新設・見直しが目立ちました。

リハビリ専門職と連携して自立支援や重度化防止を進める体制をとると取得できる加算も作られましたが、リハビリ職自体が恒常的に不足しています。外部からの専門職の配置は難しく、加算取得も容易ではありません。